

幌延町消防団秋季消防演習お知らせ

- 開催日時** 令和5年9月10日(日) 午後1時00分 開式
- 場所** 消防署幌延支署【模擬火災火点:総合体育館(予定)】
- 内容**
- ・訓練礼式
 - ・小型ポンプ操法訓練
 - ・一般観覧者向け放水体験、消防車乗車体験
 - ・模擬火災訓練
(サイレン吹鳴 午後2時10分)

○消防団員が日頃の訓練を重ねた成果を披露します。また、放水や消防車の乗車体験を実施する予定ですので、ぜひ足を運んでいただき、団員の勇姿をご覧くださいとともに、消防の仕事を体験してください。

お問い合わせ先 北留萌消防組合消防署幌延支署 電話・告知端末機 5-1159

軽自動車税(種別割)車検用納税証明書の郵送について

令和5年1月から軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)のサービスが開始され、軽自動車(軽三輪・四輪に限る)に係る軽自動車税(種別割)は車両ごとの納付状況を市町村が登録することにより、軽自動車検査協会がオンラインで納税の有無を確認できるようになりました。

そのため、軽自動車(軽三輪・四輪に限る)の継続検査(車検)時に納税証明書の提示が原則不要となります。

このサービス開始を受け令和5年度から二輪の小型自動車を除く軽自動車税(種別割)を「口座振替」、「地方税お支払いサイト」、「払込取扱票」で納税された方に対しては、例年送付しておりました軽自動車税(種別割)納税証明書の送付を廃止いたしますが、必要となった際は発行しますので、幌延町役場住民生活課住民グループまたは問寒別出張所までお越しください。

お問い合わせ先 住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

公証週間のお知らせ

10月1日(日)から7日(土)までは公証週間です。

公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行います。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

「遺言は、公正証書で作成してみませんか？」

遺言者の家族関係にふさわしい形で財産を継承させるには、遺言をしておくことが一番です。遺産争いを予防し、紛失の心配もないので、後に残された方々が困りません。原本は公証役場で保存していますので、偽造、変造の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院などへ出向いて遺言書を作成することもできます。

お問い合わせ先

- 旭川公証人合同役場 旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル5階 電話 0166-23-0098
- 名寄公証役場 名寄市西1条南9丁目35番地 電話 01654-3-3131
- 旭川地方法務局 旭川市宮前1条3丁目3番15号 電話 0166-38-1144